

⑤つどいの広場事業

乳幼児の親子に対して、気軽に交流・情報交換が行える場の提供及び子育てに対する意識の向上を図る事業

当初（平成17年度）	現状（H20.3.31現在）	目標指標（平成21年度）
西・南児童館において実施 年間開催数：36回 西児童館：18回 南児童館：18回 年間延利用者数：1,476人	西・南児童館において実施 年間開催数：54回 西児童館：18回 南児童館：36回 年間延利用者数：2,196人	西・南児童館において、 事業を拡大して実施

⑥一時保育事業

冠婚葬祭、保護者の傷病、私的な理由等により、一時的に保育を必要とする児童に対する事業

当初（平成17年度）	現状（H20.3.31現在）	目標指標（平成21年度）
制度の周知及びより良い利用方法を検討		事業実施施設：1ヶ所 （平成20年度に五霞保育園） で新規開設 事業を継続して実施

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整を行うとともに、援助を行うことを希望する者の講習その他、必要な援助を行う事業

⑧特定保育事業

保護者の就労形態の多様化(パート等の増大等)に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、週に2、3日程度または、午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供する事業

⑨休日保育事業

日曜日、祝日の保護者の勤務等による保育ニーズへの対応を図るための事業

⑩夜間保育事業

冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する事業

⑪乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・派遣型）

保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、児童をその居宅等において一時預かる事業

⑫乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・施設型）

保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所・病院等に付託された専用スペース等において、一時的にその居宅等において一時預かる事業

⑬子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

児童を養育している家族の保護者が残業等の理由により、夜間の家庭における児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で生活指導、夕食の提供等を行う事業

⑭子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

児童を養育している家族の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する事業



※上記7～14の事業につきましては、制度の必要性及びより良い利用方法を現在検討中です。

また、「五霞町次世代育成支援行動計画」の詳しい内容につきましては、健康福祉課にて計画書の閲覧をお申し出ください。

○お問い合わせ 健康福祉課 社会福祉 G（内線 237）